

原発賠償問題議員懇談会に要望する事項

平成24年9月6日 双葉町弁護団

原発被災者弁護団 他

1 原賠審策定の中間指針（平成23年8月5日）の見直しと改定

① 慰謝料の大幅な増額。

原則月10万円の慰謝料額には、当初より被害者らの不満が大きい。中間指針第二次追補にて明記された一人240万円（居住制限区域）もしくは一人600万円（帰還困難区域）についても、月10万円の慰謝料額が算定根拠となっているものであって、被害者には受け入れられないものである。

この点、慰謝料につき、各地弁護団では、避難慰謝料（日常生活阻害慰謝料）は、最低でも月35万円を請求するとの方針が多い。この数字には合理的な根拠もある。

また、中間指針においては日常生活阻害慰謝料に言及するのみであるが、他にも、例えば仕事や趣味など生きがいを失われたことに対する慰謝料、先祖代々の土地を失われたことに対する慰謝料、地域コミュニティが失われたことに対する慰謝料など、様々な慰謝料を観念しうる。

したがって、被害者の意見を聴きながら、被害実態を踏まえて慰謝料額を決定すべきであって、少なくとも現在の金額より大幅な増額が必要とされるものと考ええる。

② 財物損害に関する指針の策定。その際に、避難先での生活基盤の再取得価値の賠償の視点を取り入れること。

財物損害については、平成24年7月20日に経済産業省が「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」を、7月24日に東京電力が「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について」をそれぞれ公表した。

しかし、これまで原子力損害賠償の紛争の解決指針は原賠審において議論・策定されてきたにもかかわらず、今回は8月3日の原賠審にて事後的な報告がなされたにとどまり、基準の策定過程の透明性が全く確保されていない。

また、その内容は、「事故発生前の価値の賠償」という言及からして交換価値の賠償が念頭にあることは明らかであるが、この程度の賠償では、被害者が避難先で生活基盤を回復することはほぼ不可能である。

そもそも、本件事故は、被害者の土地や建物という個々の財産の交換価値を失わせたのではなく、そこに住む被害者の生活基盤そのものを奪った

ものである。そして、被害者は、場所を選ぶ余裕もないまま避難を余儀なくさせられ、その場所での生活再建を始めざるを得ない状況にある。

したがって、財物損害については改めて原賠審にて議論を行うべきであり、その際には、被害者がそれぞれの避難先にて生活基盤を回復できるだけの賠償が行われるよう検討がなされなければならない。

③ 旧緊急時避難準備区域に関して、その大部分の地域につき平成24年8月末日を賠償の終期とするが、未だ終期を設定すべきではないこと。

中間指針第二次追補は、以下の点をもって平成24年8月末を終期とすることの理由とする。

- 1) この区域におけるインフラ復旧は平成24年3月末までに概ね完了する見通しである。
- 2) 生活環境整備には一定期間を要する見込みだが、第2学期が始まる9月までには市町村内の学校に通学できる環境が整う予定である。
- 3) 避難者が従前の住居に戻るための準備に一定の期間が必要である。

しかし、原発事故は未だに終息したとはいえず、市の除染作業すら満足に進んでいない中、帰還できない住民が未だ多数存在するため地域コミュニティの回復はなされておらず、現時点においても、上記のような状況にはない。

そして、中間指針第二次追補自体が次の指摘を行う。「但し、現時点（平成24年3月16日）でこれらの事情を前提に目安として示すものであり、今後、当該事情に変更が生じた場合は、実際の状況を考慮して柔軟に判断することが適当」。

したがって、未だ賠償終期を認める時期ではない。

④ 原賠審の委員に被害者側を参加させること。

中間指針は東電の賠償方針の最低限を画すものであるが、被害者より最低限の理解すら得られていないことが、現在の賠償手続の遅滞をもたらしていると考えられる。原賠審の委員に被害者もしくは被害者を代表する立場の人物はなく、被害者は、区域外避難者に関して過去わずかに委員聴取りの機会を与えられた他は、傍聴人として参加できるのみである。

言うまでもなく被害者は、本件において東電に対して最も利害関係を有する当事者的立場にあるから、当事者を排除した場で賠償方針を決定することは許されるべきではない。

この点、平成23年12月3日の原子力被害の完全賠償を求める双葉地方総決起大会の大会決議においても、要求事項として「国は、原子力損害

賠償紛争審査会の委員に我々を参加させること」が掲げられている。

2 原紛センターの解決機能実効化に関する法律改正（原紛センターの立法化）

① 原紛センターの独立化

現在の原紛センターは、原賠法18条に基づく原賠審の和解仲介の任務を行うための機関として設置されたものである。すなわち、文科省の管轄下であり、かつ原賠審の付属機関としての位置づけである。

そのため、本来、損害賠償紛争の解決は法や判例など司法的基準に準じるべきであるにもかかわらず、その独立性が担保されていない。その結果、仲介委員が中間指針に縛られすぎ、中間指針を超える賠償は認められない、中間指針に記載されていない賠償は認められないなど、被害者が満足できる和解案が提示されない現状がある。

したがって、準司法的な作用を有する原紛センターを、原子力に関する行政を一部所管する文部科学省に置くのではなく、独立した機関として設置すべきである。

② 片面的裁定機能の付与

東電と被害者個人との間に大きな力の差がある。「被害者の保護を図る」という原賠法の目的からしても、原紛センターの和解案は、当事者対等を前提とした通常の和解仲介とは異なり、東電が遵守しなければならない性質のものである。

にもかかわらず、東電が審理を不当に遅延させる例や強硬に否認姿勢を貫く例が見られるため、紛争解決の大きな障害となっている。

したがって、原紛センターの和解案に加害者側への片面的な裁定機能を付与し、被害者は裁定に拘束されないが、東電は裁定案を受諾しなければならないとすべきである。

③ 消滅時効中断効の付与

理論上、継続的不法行為として、未だ本件損害賠償債権の時効は進行を開始していない考え方もありうるが、仮に平成23年3月11日の事故発生時を時効の起算日と捉えた場合、すでに1年6か月近くが経過し、1年半後に消滅時効を迎える可能性も否定できない。

そして、被害の全貌を被害者自身が掌握できていないこと、直接請求が進まず、原紛センターによる和解仲介手続も半年以上の期間を要する案件も珍

しくない現状があること、未だ高齢者・障害者等に対する請求のバックアップ体制が確立していないこと、などを勘案すると、わずか3年で損害賠償権が消滅時効を迎えるとするのは、あまりに被害者に過酷であり、かつ重大な権利侵害を招く恐れがある。

したがって、原紛センターの申立に時効中断効を付与すべきである。